

小城市協働によるまちづくり検討委員会設置要綱

平成 26 年 7 月 1 日

告示第 72 号

改正 平成 26 年 12 月 15 日告示第 112 号

平成 27 年 2 月 26 日告示第 11 号

平成 29 年 6 月 22 日告示第 74 号

(設置)

第 1 条 協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに向けて、地域を基盤とするまちづくりやコミュニティ活動の方向性及びそれに基づく市の施策のあり方などについて検討するため、小城市協働によるまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項の検討及び協議を行う。

- (1) 地域におけるまちづくりの現状及び課題に関すること。
- (2) 地域コミュニティ組織の位置付け、役割及び体制に関すること。
- (3) 地域と行政との適切な役割分担のあり方に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 22 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又は当該団体が推薦する者
- (3) 公募により選ばれた者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成26年9月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成26年12月15日告示第112号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日告示第11号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月22日告示第74号)

1 この告示は、平成29年7月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年10月20日までとする。